

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 職業能力開発促進法   |
| 根拠条項    | 第42条第3項   |
| 許認可等の種類 | 財団である職業訓練法人の残余財産帰属の認可   |
| 法令の定め   | 職業能力開発促進法 第42条第3項   |
| 審査基準    | 「未設定」ハ<br>事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難。   |
| 標準処理期間  | 総期間 20日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 日・月( )<br>協議機関 日・月( )<br>処分機関 日・月( )  |
| 処分担当課   | 各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号: )  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | (公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> ) |